

和田土地改良区



Content s

● 理事長挨拶	2
● 第155回通常総代会開催	3
● 新常設委員報告	4
● 会計報告	5
● 令和7年度事業概要	6・7
● トピックス	8・9
● お知らせ	10・11・12

表紙写真紹介

県営経営体育成基盤整備事業 柳井田地区では、令和7年度より待望の面工事が開始されます。

柳井田地区(16.4ha)は、柳井田工区と栗原工区に分かれており、このうち、令和7年度は柳井田工区内の2.4haの面工事を実施します。

大区画ほ場に整備後は、2つの農業法人が水稻や園芸作物を栽培する計画です。

理事長挨拶



理事長 小林 春男

広報誌の発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃より、和田土地改良区の業務運営並びに各種事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年は、元日に発生した能登半島地震や、気候変動の影響を受けた各地での集中豪雨などの自然災害、そして未だ収束の見通しが立たない国際的な紛争など、私たちの暮らしは度重なる不安要素に晒されました。こうした出来事を通じて、当たり前に続くと思っていた平穀な日常生活が、いかにも不安定で脆いものであるかを痛感させられた一年となりました。

農業分野におきましては、近年の猛暑の影響による収穫量の不安定化に加え、燃料・肥料等の生産資材の価格高騰が続いております。米価が一時的に上昇しても安堵できる状態ではなく、農業を持続可能な産業として再構築するための土台作りが求められています。当土地改良区といたしましても、和田地区の農業が将来にわたって持続可能なものとなるよう、地域の実情に根ざした土地改良事業を開してまいります。

さて、本年5月、任期満了に伴う総代総選挙が執行されました。新総代45名の皆様方におかれましては、組合員の代表として、土地改良区の健全な運営にご尽力を賜りますようお願いいたします。退任される皆様におかれましては、長年にわたるご協力に感謝申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、8月には任期満了に伴う役員選挙も控えておりますので、組合員の皆様にご協力をお願いすることがあるかと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、和田土地改良区管内の土地改良事業の状況につきまして、いくつかお話をさせていただきます。

まず、平成26年に採択された国営かんがい排水事業関川用水地区についてですが、今年度をもって工事が完了し、竣工を迎えます。管内のは場整備事業については、平成27年度から進めておりました木島地区が、関係者の皆様のご協力により10年目でようやく事業竣工を迎え、「ほど換地処分登記が完了」しました。当土地改良区といたしましても、無事完了を迎えたことを大変嬉しく思います。

また、令和5年に農地中間管理機構関連農地整備事業として採択された柳井田地区では、今年度より待望の面工事が始まります。

さらに、大和地区が令和7年度新規地区として事業採択を予定しています。

頭首工の工事関係では、十ヶ字頭首工の老朽化対策を実施するため、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業が新規採択されました。今年度から令和9年度の間で工事を進める予定です。

この他、今年度は県単かんがい排水事業上百々地区を実施します。維持管理に苦慮している上百々分水堰に簡易ゲートを設置する工事を行う予定です。

このように、は場整備事業を中心とした水利施設の大規模整備も進めていることから、和田土地改良区の業務量も非常に多いものになりますが、組合員の皆様のご協力を賜り、関係機関と連携を図り、役職員が一体となつて事業推進に力を尽くして参ります。

末筆ながら、皆様のご活躍とご健勝を祈念いたしましてご挨拶といたします。

第155回通常総代会開催

令和7年3月27日（木）午後1時30分より、上越市ラーベンセンターに於いて第155回総代会議が開催されました。

総代定数45名、現在員数44名中、実出席者35名、書面議決5名、合計40名が出席し、出席率は90・9%となりました。

第2分区より植木舜治総代が議長に選任され、令和6年度補正予算および令和7年度予算等提出議案について慎重審議の結果、全議案について原案どおり可決承認され、午後2時30分に閉会しました。



議長 植木 舜治 総代(岡原地区)



総代会の様子

●新総代のご紹介 ※敬称略

(任期／令和7年5月12日～令和11年5月11日)

所属選挙区	地区名	氏名	再/新
第1区 (定数5名)	国賀	市川 義雄	新
	月岡	矢坂 信昭	再
	栗原	小池 義徳	再
	藤巻 政雄	新	
	上百々	宮尾 俊一	新
第2区 (定数20名)	広島	鹿島 幸一	新
		宮腰 権一	新
		矢崎 秀雄	新
	木島	近藤 辰美	新
		齊藤 光雄	新
		松木 浩二	新
	島田上新田	笠原 源治郎	再
		鈴木 辰美	再
		鈴木 一郎	新
		閑秀 幸	再
		佐藤 博	新
	島田下新田	滝本 康雄	新
	上箱井	金子 節夫	新
	中箱井	早川 雅雄	新
	下箱井	植木 司	新
		植木 義男	新
	岡原	植木 舜治	再
	五ヶ所新田	今村 直也	新
	丸山新田	山田 健一	再
	下新田	植木 正実	新

任期満了に伴う総代総選挙が、令和7年4月21日に執行されました。立候補者が定数を超えず無投票となり、45名の方々が総代に当選し、令和7年5月12日に就任されました。

総代は組合員の代表であり、総代会は土地改良区の最高意思決定機関です。就任された総代の皆様には土地改良区の事業計画・予算・決算などの審議、土地改良事業推進と土地改良区の運営にご尽力を賜ります。

総代を退任された皆様には、長きにわたるご協力に感謝申し上げます。すとともに、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

選挙区	地区名	氏名	再/新
第3区 (定数5名)	柳井田町	大原 敏郎	新
		古川 滋	再
		西田中 幸雄	再
	寺町	小林 隆	新
		小林 清	再
第4区 (定数2名)	石沢	横田 晃一	再
		横田 修	新
	大和一丁目	石平 幸雄	再
		山本 光一	再
		前川 正治	再
第5区 (定数7名)	大和二丁目	石平 正	新
		近藤 郁	再
		秋山 芳樹	再
	大和三丁目	清水 満弘	新
		大和五、六丁目	
第6区 (定数2名)	大和一丁目	丸山 茂	再
		常谷 長年	新
	稻荷	矢嶋 和男	新
		横田 一郎	新
		上中田 滉澤 英則	新
合 計		45名	



新常設委員について(第1分区・第2分区・第3分区)

任期満了に伴い新常設委員が選任されました。

任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日の4年間です。

分区	氏名	住所
第1分区	饒 村 勝 也	妙高市国賀
	矢 崎 善 治	妙高市栗原
	橋 本 孝 丸	妙高市月岡
	市 川 不 二 夫	妙高市上百々
第2分区	葭 原 利 昌	妙高市広島
	齊 藤 今 朝 男	上越市大字木島
	木 村 恵 一	上越市大字島田
	小 林 芳 宏	上越市大字下箱井
	松 崎 正 美	上越市大字中箱井
第3分区	古 川 滋	妙高市柳井田町
	小 池 健 一	上越市大字西田中
	矢 坂 喜 一	上越市大字寺町

役員(理事・監事)の任期満了に伴う選挙の実施について

和田土地改良区役員(理事・監事)の任期が令和7年8月29日をもって満了となります。

これに伴い、和田土地改良区役員選挙規程に基づき以下のとおり役員選挙を行います。

なお、立候補者が定数を上回らない場合は無投票当選となり、投票は行いません。

- 選挙期日の告示 …… 令和7年8月1日（金）
- 選挙期日（投票日） …… 令和7年8月8日（金）
- 立候補の届出日 …… 令和7年8月1日（金）午前8時30分～午後5時
令和7年8月4日（月）午前8時30分～午後5時
- 立候補届出先 …… 和田土地改良区事務所（上越市大字石沢1759番地）

選挙区および選挙すべき役員の定数（任期／令和7年8月30日から令和11年8月29日）

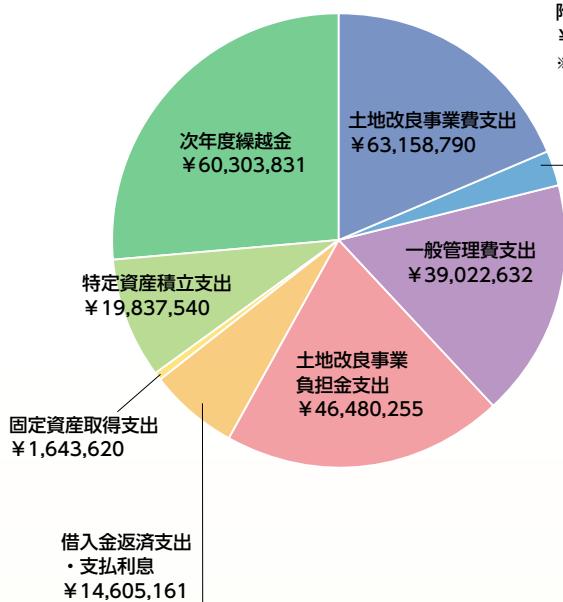
選挙区	選挙区域	定数	
		理事数	監事数
第1区	(妙高市) 国賀 月岡 栗原 上百々	1人	
第2区	(妙高市) 広島 (上越市) 木島 島田上新田 島田 島田下新田 上箱井 中箱井 下箱井 岡原 五ヶ所新田 丸山新田 下新田	4人	
第3区	(妙高市) 柳井田町 (上越市) 西田中 寺町	1人	3人
第4区	(上越市) 石沢	1人	
第5区	(上越市) 大和一丁目 大和二丁目 大和三丁目 大和四丁目 大和五丁目 大和六丁目 七ヶ所新田 稲荷 上中田	2人	

※上記のほか定款第18条第2項に定める理事の定数は1人

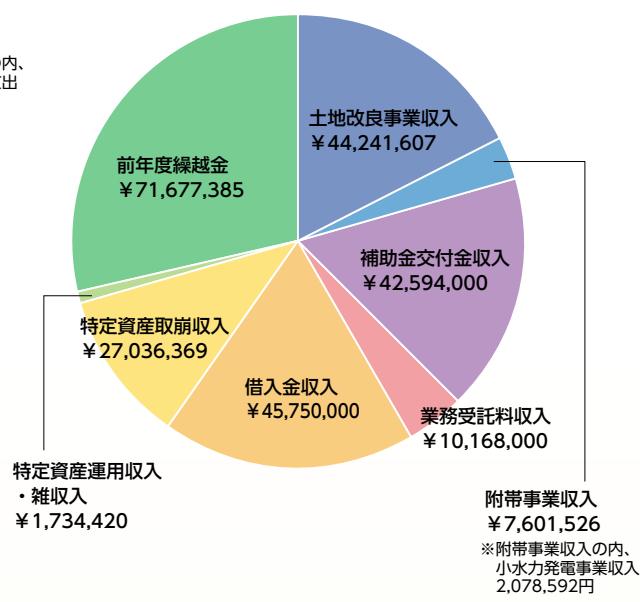
令和5年度 一般会計決算概要

(単位：円)

支出
¥250,803,307



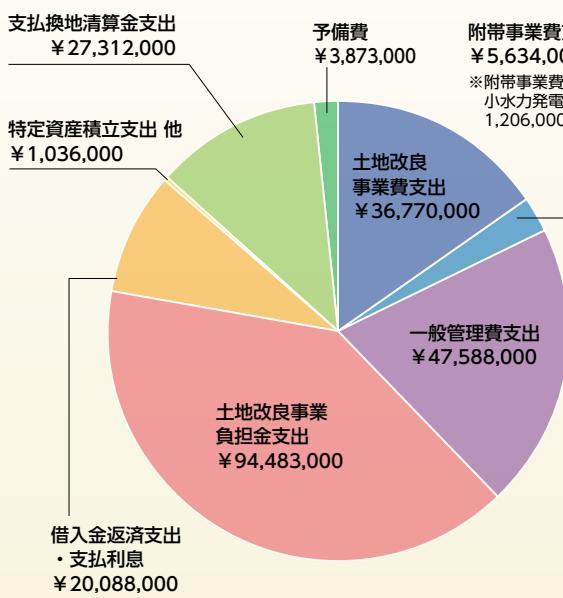
収入
¥250,803,307



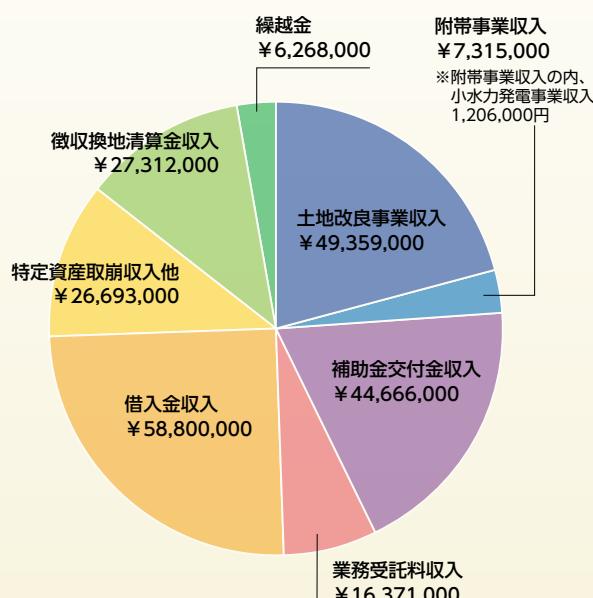
令和7年度 一般会計予算概要

(単位：円)

支出
¥236,784,000



収入
¥236,784,000



令和7年度 事業概要

■ 国営かんがい排水事業（関川用水地区）

主な工事は、笹ヶ峰ダム周辺での仮設構造物の撤去や完了整備工事、平場では、幹線用水路の水門ゲート工事や安全柵の補修工事が実施されます。また、平成26年度に着工した本事業は、今年度を以て事業完了となる予定です。

(予算額：百万円)

地区名	総事業費	R7事業費	R7工事内容
関川用水	13,000	560	ダム(仮設構造物の撤去、完了整備工事) 平場(幹線用水路の水門ゲート、安全柵の補修工事)

■ 直轄地すべり対策事業（笹ヶ峰二期地区）

主な工事は、Mブロックで地下水位を低下させるための集水井工などが実施されます。

(予算額：百万円)

地区名	総事業費	R7事業費	R7工事内容
笹ヶ峰二期	9,200	720	集水井工

■ 県営ため池等整備事業（頭首工改修）

四ヶ字地区（四ヶ字頭首工）では、工事発注が遅れたことにより、令和7年度からの工事着手となりました。4月から仮設工事に着手しており、右岸側の固定堰や護床・護岸ブロックの補修工事が実施されます。

(予算額：千円)

地区名	頭首工名	R7事業費	事業内容
四ヶ字	四ヶ字頭首工	54,000	右岸側 固定堰、 護床・護岸ブロックの補修



仮設工事が進められている四ヶ字頭首工

■ 県単事業

県単かんがい排水事業 上百々地区を実施します。四ヶ字用水路の上百々分水堰には現在ゲート施設がなく、堰板で水位調整をしており、維持管理に苦慮していることから簡易ゲートを設置します。

(予算額：千円)

事業名	地区名	R7事業費	事業内容
県単かんがい排水事業	上百々	5,000	簡易ゲート設置



ゲートを新設する上百々堰

■ 県営経営体育成基盤整備事業（ほ場整備関係）

令和7年度は木島地区が事業竣工となり、新たに大和地区が新規事業採択を予定していることから、実施6地区（広島、石沢、島田、和田北部、柳井田、大和）で事業が進められます。

事業予算は、令和6年度補正と令和7年度予算を合わせて約12億3千万円となります。



石沢地区 整地状況



島田地区 水路工事

(予算額：千円)

地区名	区分	事業型	R6補正	R7当初	計	事業内容
広島	実施中	面的集積型	40,000	6,000	46,000	暗渠排水工事1.2ha、完了整備工事、換地計画決定、市町村境界協議、相続登記、分筆登記、換地処分
石沢	実施中	機構関連型	270,000	31,000	301,000	暗渠排水工事4.8ha、遠隔型自動給水栓整備(PL区域)相続登記、分筆登記
島田1期	実施中	面的集積型	290,000	21,000	411,000	面工事約 15.4ha、県道横断用水路工事、一時利用地の指定、相続登記、分筆登記、事業計画の変更
島田2期			85,000	15,000		
和田北部1期	実施中	面的集積型	80,000	50,000	327,000	面工事 12.8ha、県道横断用水路工事、一時利用地の指定、相続登記、分筆登記
和田北部2期			190,000	7,000		
柳井田	実施中	機構関連型	70,000	2,000	72,000	面工事 2.4ha、一時利用地の指定、相続登記
大和	R7新規採択予定	機構関連型	—	80,000	80,000	從前図調整、從前地再調査、換地設計基準決定、評価基準及び評価
計			1,025,000	212,000	1,237,000	

■ ほ場整備を契機とした園芸産地の育成・拡大について

現在、新潟県では、ほ場整備を契機とした園芸産地の育成・拡大に向け、令和元年度以降の新規着工地區から2割以上の園芸品目の導入を目指すものとし、園芸産地の育成・拡大を推進しています。

当改良区管内では、特に、石沢地区、島田地区、和田北部地区を重点地区とし園芸産地の育成・拡大に取り組んでいます。

今年度は、品質の向上と収量UPを目標に掲げ、更なる排水性の高いほ場にするため、関係機関の協力を得ながら暗渠排水の補助としてサブソイラを春に試験施工しました。

また、防除作業の徹底や、より細かい栽培管理など、関係機関が一丸となって園芸産地の育成・拡大に努めています。



ブームスプレイヤーによる防除の様子



サブソイラによる補助暗渠の様子

ト

ピ

ッ

ク

ス

で き ご と

○小林理事長が第65回土地改良功労者表彰(役員表彰)を受賞

令和7年3月19日（水）、新潟市の新潟県土地改良事業団体連合会に於いて、「新潟県土地改良事業団体連合会 第65回土地改良功労者表彰式」が行われ、当土地改良区の小林春男理事長が、役員として15年以上その職にあることから土地改良事業の推進に対する功績が認められ、土地改良功労者表彰を受賞しました。（平成21年役員就任、現在4期目）

新潟県土地改良事業団体連合会
帆苅会長より表彰を受ける小林理事長



○和田小学校4年生の用水学習が開催されました

令和6年11月20日、和田小学校4年生児童への用水学習が開催されました。

当日は、最初に教室で、和田地区に流れる用水路のことを勉強し、水路のサイホン構造の模型に実際に水を流して流れ方などを勉強しました。

また、その後、「和田地区に流れている用水をたどってみよう」と題して、マイクロバスに乗車して妙高市広島地内の関川に設置されている十ヶ字頭首工を見学し、十ヶ字用水路の流れを見ながら西木島分水工を見学したのち、最後に上越市下箱井地内の十ヶ字用水路の末端部に位置する十ヶ字排水樋門を見学しました。

児童からは、「土地改良区の仕事に就いた理由を教えてください」などの質問もでて、楽しみながら用水学習ができました。



サイホン模型を活用した学習の様子



十ヶ字頭首工での現地学習の様子

○県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 十ヶ字地区が新規事業採択

第2分区の十ヶ字頭首工は、建設されてから約25年が経過しており、令和4年度に実施した施設の機能診断業務の結果では、特に頭首工の施設機械や電子機器関係が老朽化していることが判明しました。

この度、令和7年5月30日付けで、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 十ヶ字地区が新規採択され、電子機器関係の更新に向けた工事が開始されることとなります。

令和7年度は実施設計と遠方操作の応急工事を実施し、令和8年から9年度にかけて、本格的な工事が実施される予定となります。



十ヶ字頭首工



更新予定の水管理制御設備

事業概要

- 事業名／県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 地区名／十ヶ字地区
- 頭首工名／十ヶ字頭首工
- 関係分区／第2分区
- 事業期間／令和7年度～令和9年度（予定）
- 総事業費／317,000千円
- 工事概要／電気設備の更新、水管理体制の更新

○ 県営経営体育成基盤整備事業 木島地区が竣工

和田土地改良区管内では2地区目となる経営体育成基盤整備事業（面的集積型）木島地区ですが、平成27年度に事業採択されてから10年を迎える令和7年6月を以て事業が全て完了しました。

工事によって、平均1haの大区画ほ場が整備され、7つの農業生産法人と3名の担い手農家に農地が集積、集約化され、乾田直播栽培、ドローンを使用した直播や防除などが行われ、作業効率が大幅に向上了しました。また、暗渠排水が整備されたことで、排水性が高まり、えだまめやブロッコリーなどの園芸作物の栽培も行われており、今後、農業収益の向上が期待されます。

事業概要

受益面積／97.5ha

事業工期／平成27年度～令和7年度

総事業費／1,978,719千円

（事務費、雑費含まず）



工事前(西木島から東木島を望む)



工事完了(西木島から東木島を望む)



スマート農業(ドローンによる直播の様子)



園芸栽培(えだまめの収穫の様子)

○ 団体営農業水路等長寿命化防災減災事業 月岡地区が竣工

事業概要

事業名／農業水路等長寿命化・

防災減災事業

水路名／四ヶ字用水路

場所／月岡地内(新井北小学校近接地)

工期／令和5年度～令和6年度

総事業費／23,610千円(測量設計含む)

工事内容／自由勾配側溝 L=79.3m



工事前



工事完了

○ 維持管理適正化事業 十ヶ字地区(広島地内)が竣工

事業概要

事業名／維持管理適正化事業

水路名／十ヶ字幹線用水路

場所／広島地内

工期／令和4年度～令和6年度

総事業費／11,100千円

工事内容／転落防止柵設置 L=226m



工事前



工事完了

和田土地改良区からの

お知らせ

令和7年度賦課金について

令和7年度の賦課金は、令和7年4月1日の土地原簿に基づき計算されます。土地改良区の賦課金は、土地改良区の事務運営費や管内土地改良施設の維持管理費に充てられます。

●納入期限（口座振替日）※口座振替日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

【第1期】令和7年 7月31日（木） 【第2期】令和7年10月31日（金）

賦課金の納入には便利な口座振替を推奨します

賦課金口座振替
取扱金融機関

えちご上越農業協同組合 ゆうちょ銀行 第四北越銀行 新井信用金庫

NEW

NEW

当改良区では、賦課金の納入に便利な口座振替の利用を推奨しています。
今年度より、新たに第四北越銀行と新井信用金庫からの口座振替が利用できるようになりました。

口座振替を利用すると…

- ・賦課金納入のために土地改良区や金融機関へ行く手間が省けます。
- ・一度手続きすれば納入期限の心配と納入忘れが防げます。
- ・振込手数料がかかりません。

口座振替の新規お申し込みには口座振替依頼書等の提出が必要です。郵送も可能ですので、ご希望の方は庶務係までお問い合わせください。

木島地区ほ場整備事業の完了に伴う土地原簿の変更について

平成27年度より進めておりました経営体育成基盤整備事業木島地区のほ場整備事業が完了を迎えました。

去る令和7年2月25日に換地処分の公告が行われ、このほど新しい地番の登記が完了したことから、これまでの従前の土地に対しての賦課から、換地後の新しい地番への賦課へと変更となります。

つきましては、関係する組合員の皆様におかれましては、令和7年度第1期賦課金より木島地区ほ場整備事業区域内の賦課内容が変更となっておりますので、お知らせいたします。

■ 滞納賦課金の対応について

賦課金を決められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

賦課金が納期限内に納付されない場合、土地改良区から催促の通知書（督促状・催告状）が送付されます。また、電話による納付のお願い、役職員による戸別訪問等を実施し、滞納賦課金の回収に努めています。それでも解決できない場合には、組合員経費負担の公平性を保つため、土地改良法の手続きにより県知事から認可を得たうえで、滞納処分執行による回収を検討いたします。

なお、賦課金を滞納されると本来納めるべき賦課額の他に延滞金が発生します。納付が遅れるほど延滞金額が多くなりますので、早めの納付をお願いいたします。

■ 滞納賦課金は新組合員に承継

土地改良区管内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や組合員資格を交代する場合、その農地に滞納賦課金があると、新しくその農地を取得した方に滞納賦課金を支払う義務が生じます。

【土地改良法第42条第1項権利義務の承継】

農地の売買等の契約をされる場合は、トラブルにならないよう当事者間で十分話し合ってから滞納賦課金の精算をするようお願いいたします。

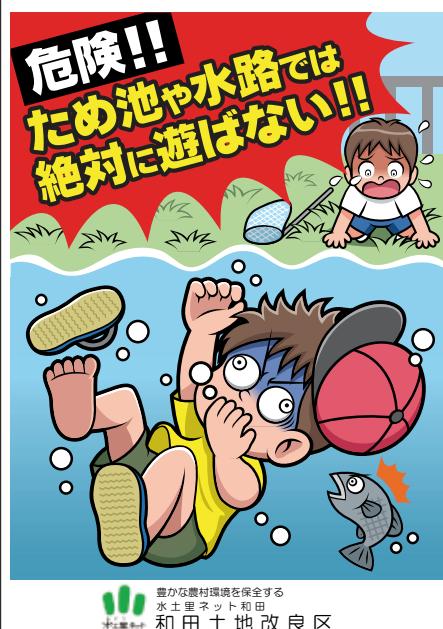
■ 用水路やため池で遊ばないように

毎年、全国各地で農業用水路・施設等における悲惨な水難事故が発生しています。

特に今の時期は1年の中で一番水量が増えるため大変危険です。

自分は大丈夫と思わず、慣れた道でも水路沿いは安全を確認しましょう。また、高齢者や子供たちとコミュニケーションをとり、不用意に近づいたり近くで遊んだりしないよう、日頃から地域や家庭で声掛けをしていただくなど、事故防止に向けたご協力をお願いいたします。

私たち土地改良区も、悲しい事故を防ぐため用水路の安全対策に努めて参ります。



■ 盗難にご注意ください

近年、土地改良施設では、水路蓋等の金属製物品に係る盗難被害が相次いで確認されているおりまですが、上越市内においても排水樹や給水栓を保護するための縞鋼板の盗難が多発しているという情報提供がありました。組合員の皆様におかれましては、農業用施設において盗難被害がないか確認をお願いします。

なお、当土地改良区管内の農業施設において盗難被害が確認された場合、速やかに警察へ届出ていただくとともに、当土地改良区まで報告をお願いします。



忘れずに届出ください

近年、「農業委員会や農協の手続き、登記を行えば、土地改良区の土地原簿も同時に修正されると思っていた」という事例が増えています。

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更（組合員の権利、賦課金納付等の義務）は、法務局・市町村窓口・農業委員会・農協・農地中間管理機構などの手続きのみでは変更できません。土地改良法第43条（組合員の資格喪失の通知義務）に基づき、**土地改良区へ直接届出いただく必要があります。**

土地改良区へ届出がない場合は土地原簿の修正はされず、変更前の状態で賦課されますので、忘れずに土地改良区に関係書類の届出をお願いします。

- ◎農地の権利異動をしたとき（売買・賃貸借契約及び解約・利用権設定・中間管理権設定・交換）
- ◎農地の分合筆、面積の増減があったとき
- ◎組合員が亡くなられたとき（相続・未登記の法定相続を含む）
- ◎農業者年金の受給、農業経営を後継者へ移譲したとき ◎生前一括譲与するとき
- ◎組合員住所・賦課金振替口座の変更・口座名義人の変更をしたとき

農地転用と地区除外について

■農地転用について（農業委員会での手続き）

農地転用（農地を農地以外の用途に転換すること）をする場合は農地法による許可・届出が必要となりますので、あらかじめ関係市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行ってください。（農業委員会から「土地改良区の意見書」の提出を求められることがあります。）

■地区除外について（土地改良区での手続き）

地区除外とは、土地改良区管内の農地を農地以外の用途に転用し、土地改良区の賦課受益地からその農地を除外することです。土地改良区へ「農地転用の通知」と「地区除外申請」を行い、地区除外が認められた場合、その土地については翌年度より賦課金の負担がなくなります。ただし、決済金を納付する必要があります。

■決済金の納付について

決済金とは…事業に係る費用や維持管理費は借入金や賦課金により賄われており、その額は受益面積により計算されています。受益地が転用等で地区除外されると、維持管理費や償還金等を残された土地で負担しなければならなくなり、残された組合員の負担が増大してしまいます。この負担の増大を解消するため、土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外される土地が今後負担していくはずだった費用を決済の対象とし、決済金が徴収されます。農地が公共事業用地（道路・河川など）として買収される場合も同様です。

地区除外申請の流れ

- 1 転用組合員より「農地転用の通知」と「地区除外申請書」その他必要書類の提出
- 2 土地改良施設への影響を関係者と協議
- 3 土地改良区で理事長決裁または理事会・総代会での決議※
- 4 土地改良区で意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収
- 5 決済金・手数料納入の翌年度より地区除外（賦課対象外）となる

■地区除外の申請に必要なもの【土地改良区での手続き】

- 様式第1号 農地転用等の通知
(関係町内会長、分区長等の同意)
- 様式第3号 地区除外申請書
- 申請書(意見書の交付を求める場合提出が必要)
※様式はホームページよりダウンロードできます。

【添付書類】

- 誓約書
- 農業委員会に提出する書類一式及び計画図面(副本)
- 現地写真

手続の詳細については、和田土地改良区までお問合せください。

※転用面積により手続きに要する期間は異なります。

時間に余裕を持った申請をお願いします。

土地改良区の概要 (R7.4.1現在)

- 面 積 705 ha
- 組合員 923 人

〒943-0872 新潟県上越市大字石沢1759番地
TEL 025-524-5537 FAX 025-524-5536

URL : <http://www.wadadokai.jp> E-mail : info@wadadokai.jp

- 発 行：和田土地改良区
- 責任者：理事長 小林春男